

大規模災害等に備えた愛知県と大分県の 県測協相互支援協力に関する覚書

(一社)愛知県測量設計業協会と(一社)大分県測量設計コンサルタンツ協会は、大規模災害等に備えた相互支援協力に関し、次のとおり覚書を取り交わすものとする。

(前文)

(一社)愛知県測量設計業協会は、南海トラフ巨大地震が想定される中、中部管内において愛知・岐阜・静岡の三県と災害復興ネットワークを形成している。

(一社)大分県測量設計コンサルタンツ協会では、九州管内において7県の測協が集まり支援・協力体制として広域災害ネットワークを構築している。

南海トラフ巨大地震のような広域災害においては、より広範囲な県測協同志が各測協の知見や経験、技術を駆使し、事前に備えるために協力する事、不幸にも被災した場合には可能な範囲で助け合う事が重要となる。

双方の県測協が相互に支援・協力体制を構築する事により、速やかに災害復旧を行なえる事、お互いに生業を通じて地域に貢献できる事が県測協及びその会員会社の使命でもあるので、基本方針を以下のとおりとし覚書を取り交わす。

基本方針

- ① 双方の県測協が平常時にお互いの知見・経験・技術を交換し、災害対応力を向上させる。
- ② 被災地域の支援ニーズに対応して、地域に貢献できるよう可能な範囲で助け合う。

(目的)

第1条 この覚書は、双方の県測協が基本方針に則り活動する事で、其々の地域に貢献する事を目的とする。

(平常時の活動)

第2条 平常時の活動として、お互いに危機管理体制の構築・改善を目指し、情報の交換・共有を促進する。

(災害時応援要請の窓口)

第3条 応援要請が必要となった場合は、双方の県測協の会長がその窓口となり対応する。

- 2 会長に事故等があるときは、副会長と読み替えるものとする。
この場合の代行順序は、予め会長が定めておくものとする。

(災害時応援協力の内容)

第4条 被災地の県測協会長（以下「甲」という。）は、県測協会長（以下「乙」という。）に対して協力要請を行うときは、次の内容とする。

- (1) 公共土木施設等の被災状況調査
- (2) 公共土木施設等の被災応急対策及び災害復旧のための測量及び設計
- (3) 前2号に定めるもののほか、特に必要な応急支援

(災害時応援要請の確認事項)

第5条 甲が乙に応援要請するときは、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 応援業務を要する場所及び応援業務受入会社
- (2) 被害の状況
- (3) 応援業務の内容
(把握できる範囲での数量又は規模及び作業内容、納期など)
- (4) 前3号に定めるものの他、必要な事項

(疑義が生じた場合の解決)

第6条 この覚書について疑義が生じた場合、または、この覚書に定めのない事項については、甲と乙を窓口にして、関係者が友好的協議のうえ定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し双方の県測協会長が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成29年5月12日

(一社) 愛知県測量設計業協会

会長



(一社) 大分県測量設計コンサルタント協会

会長

